生命倫理上の新しい課題

1. 指針等について

1-1. 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(H16 総合科学技術会議)の見直し

(意見)出されてからもうずいぶん経っているため、本当にそのままで良いのか、変える必要がある なら変える。もう一度議論の必要があるのではないか。

1-2. ヒト由来試料に関するルールの明確化

- (意見) 献体法、死体解剖保存法の現代化の必要性について (科学研究、教育面)。ヒト由来資料は様々なレベル・種類があり、i PS細胞バンクや保存等も含めた取扱いの話も決まっていないため、現場が困っている。
- (意見) 現行法ではヒト由来組織が提供しづらく、医学研究の進展を抑制している。死体解剖保存 法を含めて改正点について一度議論する必要がある。

1-3. i PS細胞研究に関する指針について

- 〇iPS細胞、ES細胞の臨床研究に対応した指針の見直し
- (意見)総合科学技術会議から厚生労働省に対して「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」 について早くやるよう勧告が必要。
- 〇ES細胞の樹立研究に関する議論(将来のバンクの設立を見据えて)
- 〇iPS細胞の基礎研究の倫理的問題について
- (意見) i PS細胞について倫理的な問題がありえるならば、きちんとした議論をするべき

2. 生命倫理専門調査会のあり方について

(参考) 〇生命倫理専門調査会:

「生命科学の急速な発展に対応するため、ヒトES細胞の樹立・使用に関する指針や、特定胚、ヒト胚の取り扱いに関する指針などについての調査・検討を実施」を目的としている。

総合科学技術会議では、科学技術の振興に関する重要事項についての調査審議をおこなうことが、内閣府設置法(H11年法律第89号)に規定されている。これまで総合科学技術会議生命倫理専門調査会では、医療自体に関しては言及していない。

2-1. 生命倫理専門調査会で倫理的な問題を適宜議論する必要があるのではないか。

(意見)新しい問題が生じたときに、生命倫理専門調査会でその倫理的な問題を適宜議論できる必要があるのではないか

2-2. 臨床に関する問題に関しても、視野を広げて議論しておく必要性

(意見) 基礎研究から臨床研究、臨床応用という全体のプロセスをカバーして考える必要がある

2-3. 国レベルの倫理委員会の必要性

(意見) 国家生命倫理委員会や国家倫理委員会のように、恒常的に問題を議論できる体制を整える 必要がある

2-4. 外国との生命倫理に関する討議、交流

(意見) 共通の話題について国際的な交流の場を作る

3. 制度の整備

3-1. 新型インフルエンザのワクチン投与の順番の決定

(意見) 社会における正義について何らかのルールは決めないといけないが、その決め方と内容に ついて、もっと議論が必要

3-2. 機関内倫理審査委員会に関する規定等についての議論

○実態把握と生命倫理の考え方や科学技術の一般社会への普及

- (意見) 倫理委員会の機能の現状の議論とルール化
- (意見) 各施設の倫理委員会の委員の知識や認識とともに、生命倫理の考え方や最先端科学技術を 一般社会に対して普及すること

4. 新分野の議論

4-1. インフォームド・コンセントの問題に関する議論

(意見) インフォームド・コンセントの問題を一度議論する必要がある

4-2. 脳科学の進展に伴った、研究範囲に関する議論

(意見) どこまで脳の研究をして、どこまでのことを知るのが良いのか

4-3. DTC (Direct-to-Consumer Genetic Testing) について

(意見)消費者が直接検査を依頼できるシステムをどう考えるか。日本人類遺伝学会は若干の懸念 と公的機関はこれについて監督する方策を検討すべきではないかという見解